

産業廃棄物収集運搬業 許可申請・届出に関する Web説明会

岩手県環境生活部
資源循環推進課



本日の内容

【1】 収集運搬業の許可申請について

【2】 変更届について

【3】 優良認定制度について

【4】 その他

【1】収集運搬業の許可申請について

- (1) 産業廃棄物処理業とは
- (2) 産業廃棄物の種類
- (3) 許可の区分と有効期間
- (4) 事業計画
- (5) 許可申請
- (6) 申請書の作成方法
- (7) 欠格要件
- (8) 変更許可



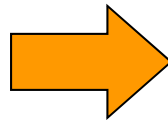
(1) 産業廃棄物処理業とは

「廃棄物」

■ 廃棄物の定義（法第2条）

人間の活動に伴って生じた物のうち、自分で利用したり他人に売却できないため不要となった液状又は固形状の物

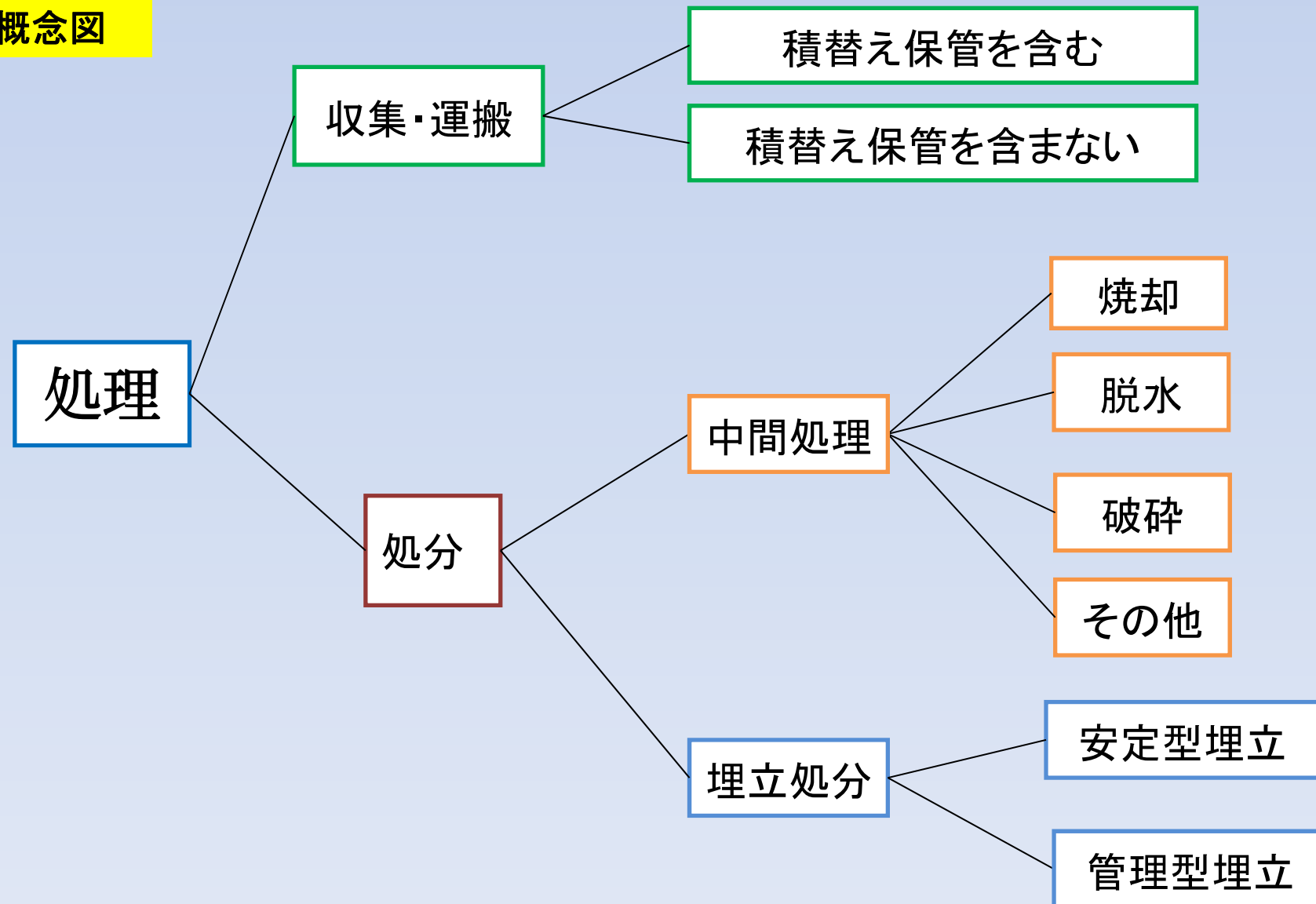
- 性状
- 排出状況
- 通常取扱形態
- 取引価値の有無
- 占有者の意思



廃棄物に該当するか
否か総合的に判断
(総合判断説)

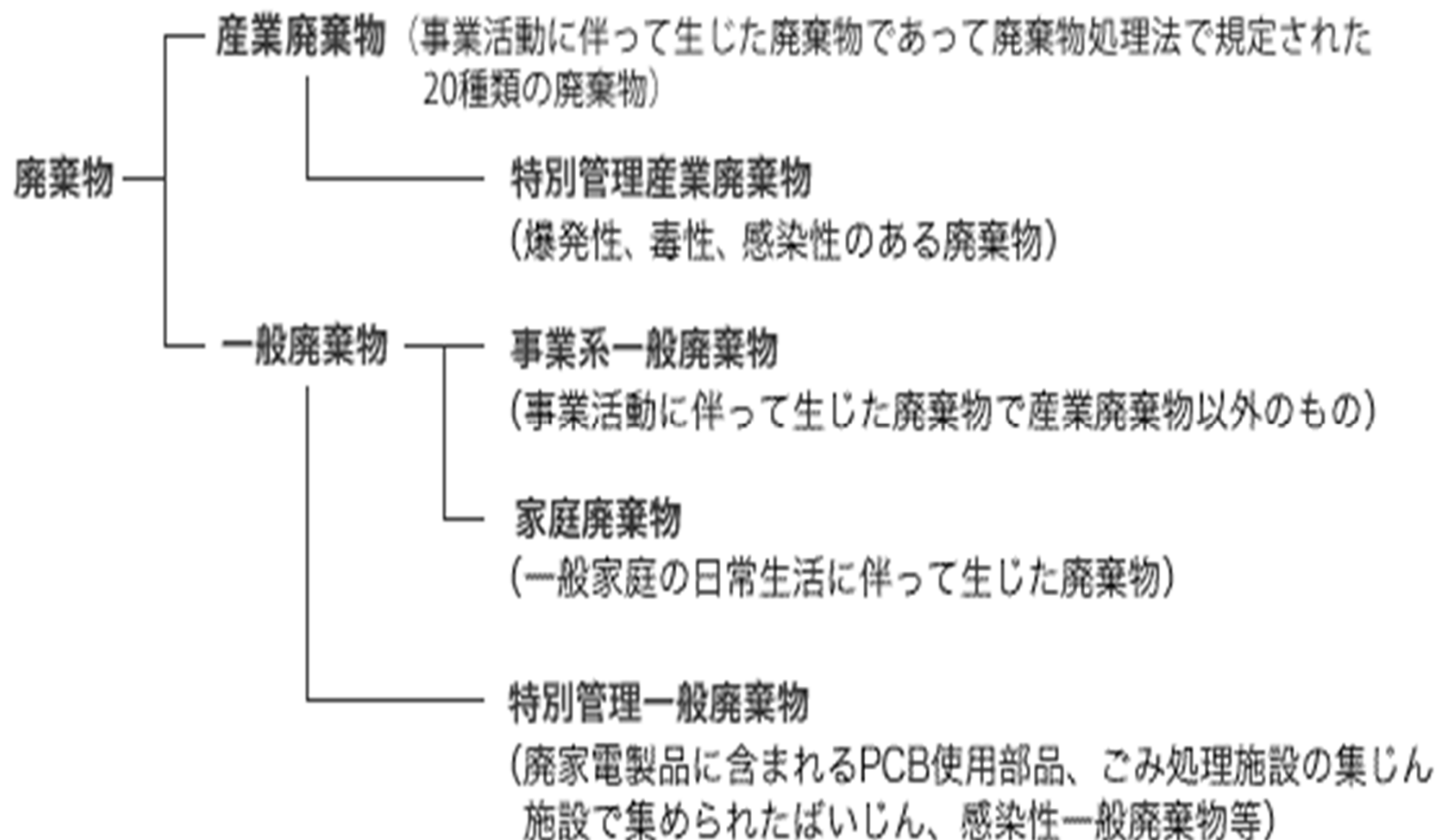
(1) 産業廃棄物処理業とは

概念図



(2) 産業廃棄物の種類

廃棄物の種類



産業廃棄物と一般廃棄物

産業廃棄物

- 産業廃棄物
- 特別管理産業廃棄物

一般廃棄物

- 一般廃棄物
- 特別管理一般廃棄物

「特別管理」とは？

→爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物

例： 感染性廃棄物(例：血液の付着した針)、
引火点70℃未満の揮発油類、廃水銀等、アスベスト、PCB

特別管理産業廃棄物

- 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある性状を有するものは、特別管理産業廃棄物として別に定められている。
- 特別管理産業廃棄物は、排出されてから処理されるまでの間、常に注意して取り扱うこととされており、通常の産業廃棄物と比べ特別な管理及び処理方法が義務付けられている。

産業廃棄物の種類と具体例(20種類)1～12

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	2 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	10 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	11 がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

産業廃棄物の種類と具体例（20種類）13～20

（業種限定のある産業廃棄物）

6

特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	14	木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	15	繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	

特別管理産業廃棄物の種類

名称		性状及び具体例
廃油		揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油
廃酸 廃アルカリ		pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物		感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらのおそれのある産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管等）
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCBおよびPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、またはPCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
	PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
	廃水銀等 及びその処理物	・廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物） ・廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る） 《事業例》水銀回収施設、水銀使用製品製造施設、水銀を媒体とする測定機器を有する施設、大学及びその附属試験研究機関、その他
	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材およびその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等 《事業例》石綿建材除去事業等

有害物質が基準値を超えて含まれる汚泥、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、
燃え殻、ばいじん等

金属等の名称		
その他の有害廃棄物	水銀又はその化合物	1,2-ジクロロエタン
	カドミウム又はその化合物	1,1-ジクロロエチレン
	鉛又はその化合物	シス-1,2-ジクロロエチレン
	有機燐化合物	1,1,1-トリクロロエタン
	六価クロム化合物	1,1,2-トリクロロエタン
	砒素又はその化合物	1,3-ジクロロプロペン
	シアン化合物	チウラム
	PCB	シマジン
	トリクロロエチレン	チオベンカルブ
	テトラクロロエチレン	ベンゼン
	ジクロロメタン	セレン、又はその化合物
	四塩化炭素	1,4-ジオキサン
		ダイオキシン類

PCB廃棄物

PCB廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化ビフェニルを含む油またはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された物が廃棄物となったものをいう。

	高濃度PCB廃棄物 ※PCB濃度が0.5%(=5,000ppm)を超えるもの	低濃度PCB廃棄物 ※PCB濃度が0.5%(=5,000ppm)以下のもの、 可燃性PCB汚染物は10%(=100,000ppm)以下のもの
処理先	○中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道事業所(JESCO) 電話03-5765-1197	○無害化処理認定施設等
期 限	○変圧器・コンデンサー等 <u>令和4年3月31日まで(終了)</u> ○安定器及び汚染物等 <u>令和5年3月31日まで</u>	○全て 令和9年3月31日まで

PCB廃棄物の収集運搬基準

PCB廃棄物の収集運搬には、運搬基準として以下のような内容が規定されている

- ・飛散、流出しないようにすること
- ・他の物と区分して収集・運搬すること
- ・収集・運搬を行う者は、文書を携帯すること
- ・容器に収納して収集・運搬を行うこと

詳細は「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」参照

(ホームページ検索ワードの例)

環境省PCB収集運搬ガイドライン

検索



PCB廃棄物の表記

- 本県における申請書の記載

高濃度 PCB

- 「廃ポリ塩化ビフェニル等」
- 「ポリ塩化ビフェニル汚染物」

低濃度 PCB

- 「廃ポリ塩化ビフェニル等（高濃度PCB廃棄物を除く。）」
- 「ポリ塩化ビフェニル汚染物（高濃度PCB廃棄物を除く。）」

(3) 許可の区分と有効期間

許可の区分

新規

- 新たに収集運搬業を始める

更新

- 前回の許可内容を引き続き行う(※1)

変更許可

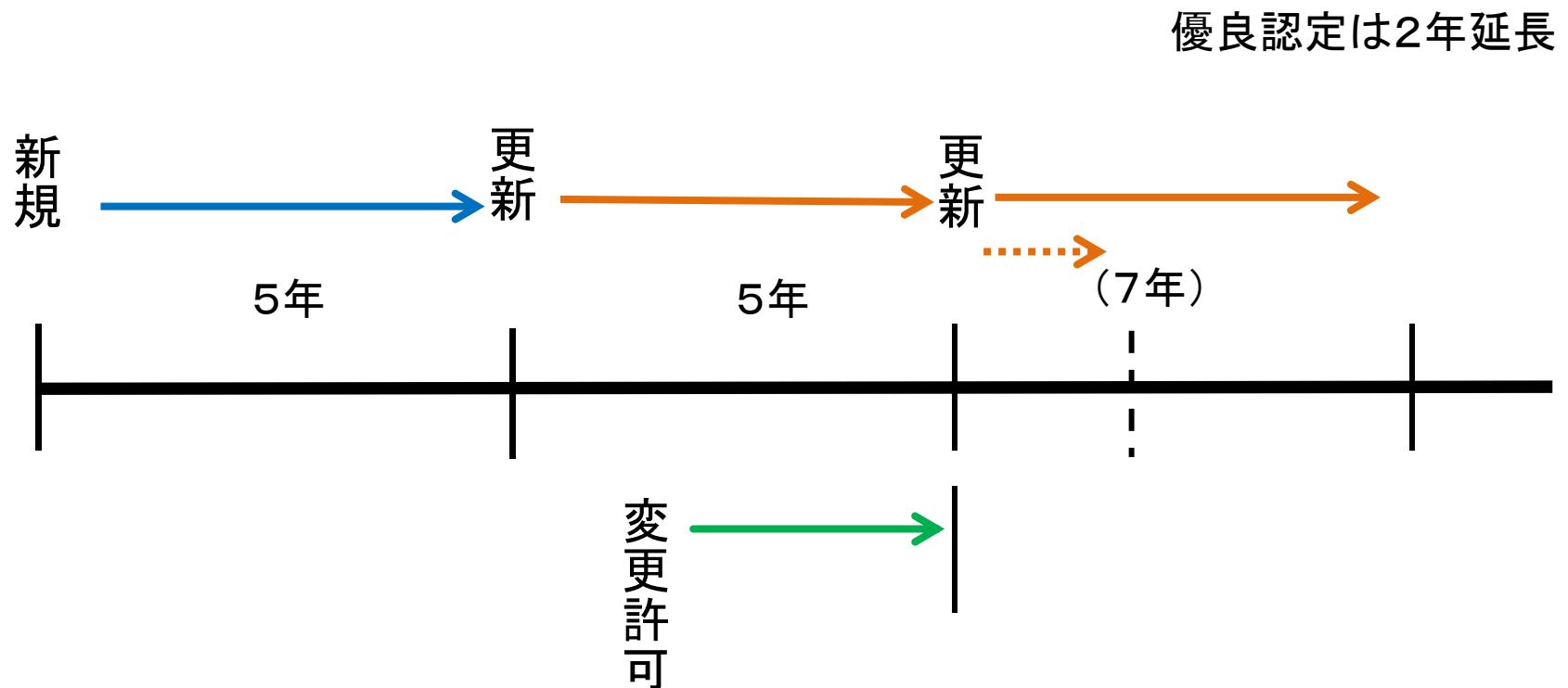
- 許可内容を変更する(※2)

※1 更新のタイミングで事業範囲を広げる(品目等を増やす)場合は、併せて変更許可申請が必要です。

※2 品目が減る場合は「変更届」になります。

許可の有効期間

5年間有効(優良認定の場合は7年間)



変更許可で書き換えた許可証の期限日は、当初許可期限日と同じ。更新以降は5年サイクル。²⁰

(4) 事業計画

事業計画

- 収集運搬業の事業範囲（県内、県外）
- 産業廃棄物の種類の確認（品目）
- 施設に関する基準（適切な運搬施設を有するか）
- 能力に関する基準（知識、技能、経理的基礎を有するか）

！注意事項！（以下のことはできません）

- 一般廃棄物の収集運搬
- 普通産廃許可で特管を、特管産廃許可の許可で普通産廃を扱うこと
- 無許可での積替え保管
- 許可品目以外（限定以外）の廃棄物の運搬
- 許可のない自治体への運搬
- 運搬の再委託（※）

※（例外として再委託が認められる要件）

排出事業者からあらかじめ書面による承諾を受けていること（法施行令第6条の12）

許可が必要な自治体

岩手県外へ運搬する場合は、**処分地の自治体の収集運搬業許可**が必要です。

※通過する県の許可は不要。

(例) 岩手県から排出される廃棄物を福島県の処分場まで運搬する場合は、積地である「岩手県」の収集運搬業許可と荷卸しの場所「福島県」の2つの自治体の収集運搬業許可が必要。



岩手県内の収集運搬業の範囲

岩手「県」の許可で、県内市町村及び中核市（盛岡市）での収集運搬が可能です。

（県の許可とは別に盛岡市の許可を取得する必要はありません。）

（例）

釜石市から、盛岡市内の中間処理場まで運搬する場合は、岩手県の許可証のみで運搬可。

※盛岡市内に積替え保管施設を設置する場合は、盛岡市の収集運搬業（積保管含む）許可が必要です。



(5) 許可申請

許可申請の流れ

①

- 講習会の受講

②

- 申請書作成

③

- 申請書提出

④

- 審査

⑤

- 許可

① 講習会の受講

49

役員または使用人が受講のこと。

※受講者の要件が定められおり、取得する許可区分に適合した講習である必要(新規・更新等)

※修了者は、取締役、政令使用人であること(監査役不可)

(講習会主催者)

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

原則として、修了証の添付が無い場合は許可申請の受付はできません！

② 申請書作成

- 岩手県ホームページからダウンロードする。
- 申請にあたっての注意事項を一読。
- 許可申請書添付書類一覧でチェック。
- 記載例を参考に、申請書類を作成

(ホームページ検索ワードの例)

岩手県資源循環推進課関係様式

検索



③ 申請書提出先

47

- 県内各振興局、または本庁に提出。
- あらかじめ電話予約したうえで書類を直接持参。
- 県内は持参もしくは郵送にて受付を実施。

※事務所事業場の所在地により提出先が異なります。

申請窓口

52

本庁(資源循環推進課)

- 岩手県外の事業者
- 盛岡市内に本社・事務所を有する事業者(積替え・保管施設を有する場合を除きます。※)

広域振興局等

- 岩手県内事業者(盛岡市内に本社・事務所を有する事業者を除く。)
- 本店又は支店等の事務所又は処分業等の事業場を有する場合
- 積替え・保管施設を有する場合

※盛岡市内で積替え・保管行為を伴う収集運搬業を行う場合は、まず盛岡市で“積替え・保管施設”の許可を取得した上、収集運搬について県の許可を取得することになります。

④ 審査

処理業の許可の要件

- 廃棄物処理法は、産業廃棄物処理業の許可を付与する条件として、処理基準に適合することを求めています。

その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

欠格要件に該当しないこと。(不許可・取消対象)

⑤ 許可の基準

	法の規定	規則の規定
産業廃棄物収集運搬業	法第14条第5項	第10条
特別管理産業廃棄物収集運搬業	法第14条の4第5項	第10条の13

(1) 施設に係る基準

(2) 申請者の能力に係る基準

許可の基準

(1) 施設に係る基準

- 飛散防止措置
- 騒音、振動、悪臭等の防止措置
- 車両への表示
- 石綿含有産業廃棄物、水銀廃棄物等の規定
- 積替え保管に係る規定

許可の基準

(2) 申請者の能力に係る基準

- 的確に行うに足りる知識及び能力を有すること
- 的確にかつ継続的に行うに足りる経理的基礎を有すること

(6) 申請書の作成方法

添付書類

45～46

法定様式の他に、以下の書類が必要です

- 定款
- 法人登記事項証明書
- 事務所建物の登記事項証明書
- 駐車場の土地の登記事項証明書
- 土地の公図
- 講習会修了証
- 住民票の写し(原本)
- 登記されていないことの証明書
- 車両、容器写真
- 車検証の写し
- 決算書類3期分
- 法人税納税証明書

など

(PCBの収集運搬業の申請には、この他にも添付が必要な書類があります)

第1面関係①

- 申請者欄は「法人登記事項証明書」のとおり
- 事務所欄は、住居表示(郵便物の配達先住所)のとおり
 - ※(住居表示と実際の地番が異なる場合は2段書き)
- 駐車場は、土地の登記事項証明書のとおりに
 - ※(複数の地番に及ぶ場合は、全て記載)

【新規・更新】 申請書作成の留意事項(様式第六号の二)

1

第1面関係その2

●以下の取扱いの有無を記載

- ① 自動車等破砕物
- ② 石綿含有産業廃棄物
- ③ 水銀使用製品産業廃棄物
- ④ 水銀含有ばいじん等

●積替え保管の有無を記載

産業廃棄物の種類に応じて、取扱いを明記します。

①⇒廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの3種類を含む場合に記載

④⇒燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリを扱う場合に記載

②・③⇒原則として(明らかに不要でない限り)記載

(添付書類)

公図

1

49

事務所や駐車場(事業場)の位置について
建物と土地の登記事項証明書を基に、公図上にそれぞれの位置を示します。

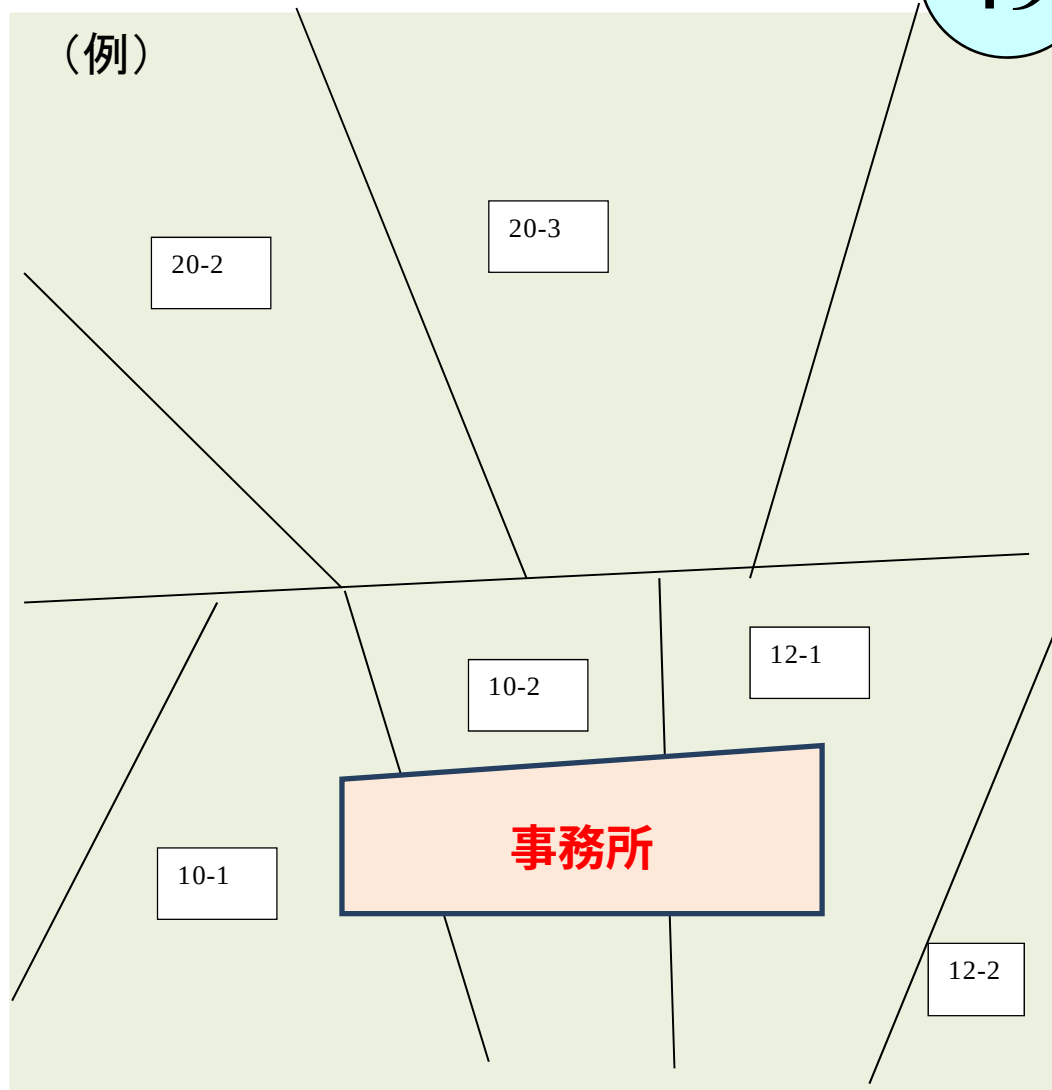
事務所の住居表示と実際の所在地番が異なる場合は2段書きします。

(例)

事務所の住居表示が「盛岡市内丸20番地5」であるが、実際の事務所の立地が10番1、10番2、12番1の場合

(申請書記載例)

事務所
岩手県盛岡市内丸20番地5
(地番：10番1、10番2、12番1)



【更新申請用】

計画変更がない旨の書面

更新申請時に、従前の許可期間から事業計画に変更がない場合は、この書面を添付することで申請書類の一部が省略できます。

（許可申請書添付書類一覧の、「△」印の書類が省略可能）

従前より水銀廃棄物を扱っている事業者が許可証への追記を希望する場合は省略不可。事業計画や環境保全措置等の書類及び収納容器の写真を提出していただきます。

17

産業廃棄物収集運搬業更新申請書の添付書類の省略について

産業廃棄物収集運搬業の更新申請において、事業計画について変更はありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

【特別管理産廃申請用】

特定有害産廃の一覧表

申請する品目が申請書第1面に書ききれない場合は、別紙を使用します。

該当する欄に○印をつけることにより申請品目を表します。

別表 金属等を含む特定有害産業廃棄物

廃棄物の種類 金属等の名称	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物							
カドミウム又はその化合物							
鉛又はその化合物							
有機燐化合物							
六価クロム化合物							
砒素又はその化合物							
シアン化合物							
PCB							
トリクロロエチレン							
テトラクロロエチレン							
ジクロロメタン							
四塩化炭素							
1, 2-ジクロロエタン							
1, 1-ジクロロエチレン							
シス-1, 2-ジクロロエチレン							
1, 1, 1-トリクロロエタン							
1, 1, 2-トリクロロエタン							
1, 3-ジクロロプロペン							
チウラム							
シマジン							
チオベンカルブ							
ベンゼン							
セレン又はその化合物							
1, 4-ジオキサン							
ダイオキシン類							

注) 申請に係る金属等の項目に○を付けてください。

変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎を付けてください。

申請書作成の留意事項(様式第六号)

2

3

第2面、第3面関係

●役員の本籍住所は、**住民票の写しのとおり**に記載

- ・「一」で省略しない
- ・数字の表記に注意 …… 「三」と「3」など
- ・異字体の場合でも、住民票のとおりに記載
「・」「高」 など

(変換できない場合は手書き可)

①住民票の写し(原本)

(注)本籍地記載のもの
マイナンバーの記載が無いもの

②登記されていないことの証明書

③法人株主がいる場合は、当該法人の法人登記事項証明書

先行許可証を提示する場合

①、③はコピーの提出可

②は省略可

先行許可証とは

46

51

既已取得している許可証の原本を提示することで、申請書類の一部を省略できます。

※本県では、本県への申請日から1年以内に取得した許可証を先行許可証として使用することができます。

ただし、提示する許可証に、規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無が「**有**」となっている許可証は使用できません。

許可証の「事業の範囲」 (許可内容)

＜石綿含有産業廃棄物を含む表記＞

取り扱うことができる事業者にのみ記載される。

＜自動車等破砕物の取扱いの有無＞

- ・廃プラスチック類
- ・金属くず
- ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

の3種類を扱う場合に有無が記載される。

＜特別管理産業廃棄物を除く表記＞

特管廃棄物と同じ名称の廃棄物の許可を有する場合、区別するために記載される。

＜水銀廃棄物を含む表記＞

取り扱うことができる事業者にのみ記載される。

許可証表記の例

許可番号 0300123456

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県盛岡市内丸10番1号

氏 名 株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達増 拓也

許可の年月日 令和 年 月 日

許可の有効年月日 令和 年 月 日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品 産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・ 燃え殻
- ・ 汚泥（無機性汚泥に限る。）
- ・ 廃プラスチック類
- ・ 紙くず
- ・ 木くず
- ・ 金属くず
- ・ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・ がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 年 5 月 1 日 当初許可

平成 年 9 月 2 日 更新許可

平成 年 1 1 月 3 日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に〇〇追加したこと。）

令和 年 1 2 月 4 日 変更届出書受理（代表者を〇〇〇〇から変更したこと。）

以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

以下余

無

申請書作成の留意事項(様式第六号の二)

第1面（事業計画）

4~7

48

- 産業廃棄物の種類によっては「排出事業場限定」がある
- 予定排出事業場が建設現場の場合は、法人の所在地の他に「岩手県内工事現場」と追記
- 予定運搬先の所在地は、**施設の所在地**を記載
(本店と処理施設の場所が異なる場合があるので要確認)
- 石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品
産業廃棄物及び水銀ばいじん等を扱う場合は**それぞれ
項目を設けて**記載

◎変更許可申請の場合は、変更する項目のみの記載で可

第2面（運搬車両）

- 所有者または使用者が申請者以外の場合は、「貸借契約書」等を提出。
※(重要) 緑ナンバー車両の貸借はできません
- 土砂禁止車両では「がれき類、鉋さい」は運べない。
- 容器は、運搬する産業廃棄物に適したものとする（飛散・流出、混合等を防止する）。
- 処理基準により、廃棄物の種類によっては破損させないように運搬すること（水銀使用製品産業廃棄物）

車両情報

8

自動車検査証

平成 年 月 日

自動車登録番号又は②号	登録年月日/初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状①
いわて 130 あ 1234	平成 年 月 日 / 平成 29年 3月	普通	貨物	自家用	キャブオーバ
車名	乗車定員	最大積載量	③	車両重量	車両総重量
トヨタ	3人	2000kg		3480kg	5640kg
車台番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重
	cm	cm	cm	kg	kg
形式	原動機の形式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	形式指定番号	類別区分番号
		L			
所有者の氏名又は名称	(※)株式会社〇〇〇				
所有者の住所	岩手県盛岡市△△				
使用者の氏名又は名称	(※) ④				
使用者の住所	***				
使用の本拠の位置	***				
有効期限の満了する日	平成 年 月 日				
備考	積載物は土砂以外のものとする。 有効期限内のものを提出 ①～④は、申請様式第六号の二(第2面)の「運搬車両一覧」に反映する箇所です				

第4面 ①（車両毎の用途）

- 運搬車両と産業廃棄物のマッチング
（運搬する廃棄物の性状に適した車両であること）

液状、固形状、粉状 etc....

- 混和防止策等について記載

第4面 ②（従業員の内訳）

- 登記上の役員
- 政令使用人
- 相談役・顧問等、申請者の登記外の役員

などについて記載

※相談役・顧問等が、役員と同等の権力を有する場合は、申請書の第2面に記載する。

第5面 (環境保全措置の概要)

- 産業廃棄物と容器のマッチング
(廃棄物の性状に適した容器を使用すること)

運搬する産業廃棄物が飛散、流出、混和、破損等することがないか？

(処理基準)

【法】第12条、【施行令】第6条

産業廃棄物の処理基準

産業廃棄物の運搬基準

◆産業廃棄物の収集又は運搬の基準（施行令第6条第1号）

(1) 飛散、流出、悪臭、騒音、振動の防止措置

(2) 運搬車両への表示義務

産業廃棄物の運搬車両である旨

氏名・名称

車両の両側面に表示

見やすい色

(3) 運搬車両への書面の備えつけ義務

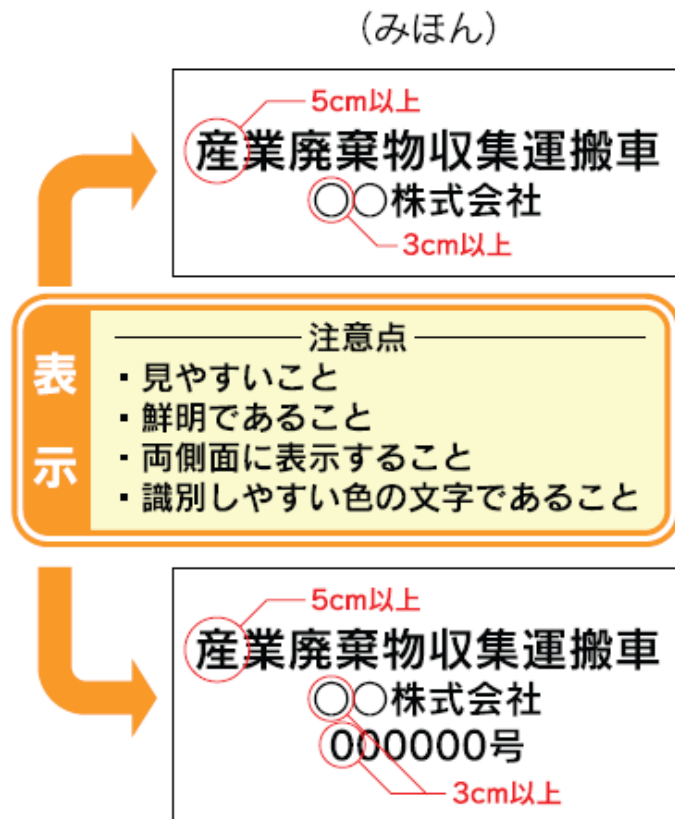
産業廃棄物の処理基準

産業廃棄物の運搬基準

特別管理産業廃棄物の場合

- (1) 飛散、流出、悪臭、騒音、振動の防止措置
- (2) 運搬車両への表示義務
- (3) 運搬車両への書面の備えつけ義務
- (4) 他のものと混ざらないようにする
- (5) 種類及び注意事項を記載した書類を携帯
- (6) 感染性産業廃棄物は、収納しやすく、密閉でき、損傷しにくい容器

収集運搬車両の表示義務



●実際の表示の例



特別管理産業廃棄物を運搬する場合でも、産業廃棄物と表示して問題ありません。



マグネットシートなど、着脱可能な表示でも問題ありません。



左右で表示位置が違って、また、荷台や被牽引車に表示しても問題ありません。



表示する字は原則として印刷された文字になります。



産業廃棄物を運んでいることや、正式な名称が一見して分からない略称や屋号を使うことはできません。



表示が隠れていたりすると、表示義務違反になります。

新規申請(他県の許可も無い)の場合は、上記の表示案を作成し提出してください。

申請書作成の留意事項(様式第六号の二)

14

第8面 (事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法)

50

- 産業廃棄物収集運搬業に用いる、土地・建物・車両等の購入費等
- 既に他事業を営んでいる事業者(産業廃棄物収集運搬業許可申請を行う以前から、既に土地・建物・車両等を有している場合)は新たな資金は不要

- 欠格要件に該当していないこと
- 各役員及び政令使用人等に確認した上で誓約する

該当している場合は不許可

欠格要件(法第14条第5項第2号)

経理的基礎について

46

50～51

- 直近の3年分の決算書類(注)

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書
- ④個別注記表

- 法人税納税証明書

(注1)最新決算期において、債務超過の場合は、中小企業診断士等の経営診断書の提出が必要(5年以内に債務超過の解消が見込まれるもの)。

(注2)最新決算期において、繰越損失が見られる場合は、事業改善計画書の提出が必要(5年以内の繰越損失の解消が見込まれるもの)。

(7) 欠格要件

欠格要件の概要

該当した場合は不許可(許可取消し)になります

- 会社が環境関連法(廃棄物処理法、水質汚濁防止法など)の罰金以上の刑を受けた場合
- 会社の役員が禁固、懲役刑を受けた場合、または環境関連法の罰金以上の刑を受けた場合

など

法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨としている。



法人における役員とは

- 公益法人、協同組合の理事、監事等
- 株式会社、有限会社の取締役、監査役、相談役、顧問等
- 5 %以上を保有する株主

いかなる名称を問わず、上記と同等以上の支配力を有すると認められる者も該当する

※ 講習会受講者として認められる「役員」とは異なる点に注意！

政令で定める使用人とは

- 本店又は支店の代表者
- 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物処理業の契約を締結する権限を有する者

欠格要件の規定

主な規定

法	内 容
法14条5項2号イ	法第7条第5項4号イからチに該当する者
同 口	暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
同 ヘ	暴力団員等がその事業活動を支配する者
法7条5項4号 イ・ロ	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令に定めるもの 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
同 ハ	禁錮以上の刑に処せられてから5年を経過しない者
同 ニ	廃棄物処理法等の環境関連法、刑法などの法律違反によって罰金以上の刑に処せられてから5年を経過しない者
同 ホ	廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消された者で取消しの日から5年を経過しない者

(8) 変更許可

変更許可申請について

事業の範囲を変更する(広げる)ときは、変更許可申請が必要です。

※減らす場合は変更届です。

(例)

- 取り扱う産業廃棄物の種類に、廃プラスチック類を追加したい。(品目の追加)
- がれき類に係る限定「(アスファルト廃材に限る。)」を解除し、がれき類全般を扱いたい。(限定解除)
- 石綿含有産業廃棄物を扱うことにしたい。
- 新たに水銀使用製品産業廃棄物を扱うことにしたい。
- 新たに積替え保管を行いたい

変更許可申請書

20

変更許可申請書作成のポイント

23

- 申請書の第1面には、従前の許可品目と追加する品目を分けて記載する
- 事業計画は、変更(追加)するものについてのみ記載
(許可品目全てを記載する必要はありません。)

29

品目の追加に伴い容器も追加する場合は、容器についても記載し、写真を提出します。

【2】 変更届について



変更届とは

事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他の環境省令で定める事項を変更したときは、その旨を届け出なければならない。

(法)第14条の2第3項
(施行規則)第10条の10

変更届が必要な場合の一例

34～44

変更するもの	理由	添付書類	補足書類	許可証書換の有無	留意事項
運搬施設が変わる	・車両 ・船舶	新車を買った 廃車にした 登録ナンバーが変わった 車両を借りて業を行う	車検証 写真(2方向)	使用契約書等	・容器は変更届不要 ・緑ナンバーは借用不可 ・土砂禁止の制限 ・許可品目の運搬に適した車両か
人が変わる	・代表者 ・役員 ・使用人 ・5%以上株主	社長が変わった 役員の就任退任 役職名が変わった 保有する株が5%を超えた 〃 (下回った)	履歴事項全部証明書 住民票・登記されていない ことの証明	有り (代表者)	
社名が変わる		社名変更	履歴事項全部証明書 定款	有り	・合併の場合は要注意
本店所在地が変わる		本社移転	履歴事項全部証明書	有り	・事務所も同時に変わる場合は、事務所について届出する
事務所・事業所の所在地が変わる	・事務所 ・駐車場	・事務所移転 ・事務所の新設・廃止 ・駐車場の新設・廃止	建物の謄本・公図 土地の謄本・公図	賃貸借契約書	
収集運搬業をやめる		廃業 合併による廃止		返納	
取扱う産業廃棄物の種類が減る		扱う産廃の種類を減らす、 限定を付ける		有り	・増える場合は「変更許可」申請

変更届の提出

- 変更後10日以内に提出
- 登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日以内に提出

【注】欠格要件に該当した場合も届出が必要です！

【3】 優良認定制度について



優良認定制度

通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

【法】第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項

(ホームページ検索ワードの例)

環境省優良認定制度運用マニュアル

検索



優良認定基準

優良産廃処理業者認定制度における認定を受けるためには、以下の基準に適合する必要があります。

基 準	概 要
遵法性	従前の産業廃棄物処理業の有効期間において、特定不利益処分を受けていないこと
事業の透明性	インターネットによる方法で、一定期間継続して、かつ、所定の頻度で情報公開している
環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けている
電子マニフェスト	加入していること
財務体質の健全性	自己資本比率0以上(別途要件あり)で、税や社会保険料の未納がないこと

特定不利益処分

特定不利益処分一覧

事業停止命令、改善命令、取消を受けていないことなど

<表 3. 2. 1 特定不利益処分一覧>

	特定不利益処分の種類	廃棄物処理法における根拠条文
1	廃棄物処理業に係る事業停止命令	第7条の3 第14条の3（第14条の6において準用する場合を含む。）
2	廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令	第9条の2 第15条の2の7
3	廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	第9条の2の2第1項若しくは第2項 第15条の3
4	再生利用認定の取消し	第9条の8第9項（第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。）
5	広域的処理認定の取消し	第9条の9第10項（第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。）
6	無害化処理認定の取消し	第9条の10第7項（第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。）
7	二以上の事業者による処理に係る認定の取消し	第12条の7第10項
8	廃棄物の不適正処理に係る改善命令	第19条の3
9	廃棄物の不適正処理に係る措置命令	第19条の4第1項（第19条の10第1項において準用する場合を含む。） 第19条の4の2第1項 第19条の5第1項（第19条の10第2項において準用する場合を含む。） 第19条の6第1項

（優良認定マニュアルから抜粋）

優良認定の公表事項

優良認定の公表事項

公表事項と公開頻度のチェック表

※公開にあたっては、「[産廃情報ネット-さんぱいくん](#)」のホームページを活用すると、公表作業等が楽になります。

↓検索例

さんぱいくん

検索

(優良認定マニュアルから抜粋)

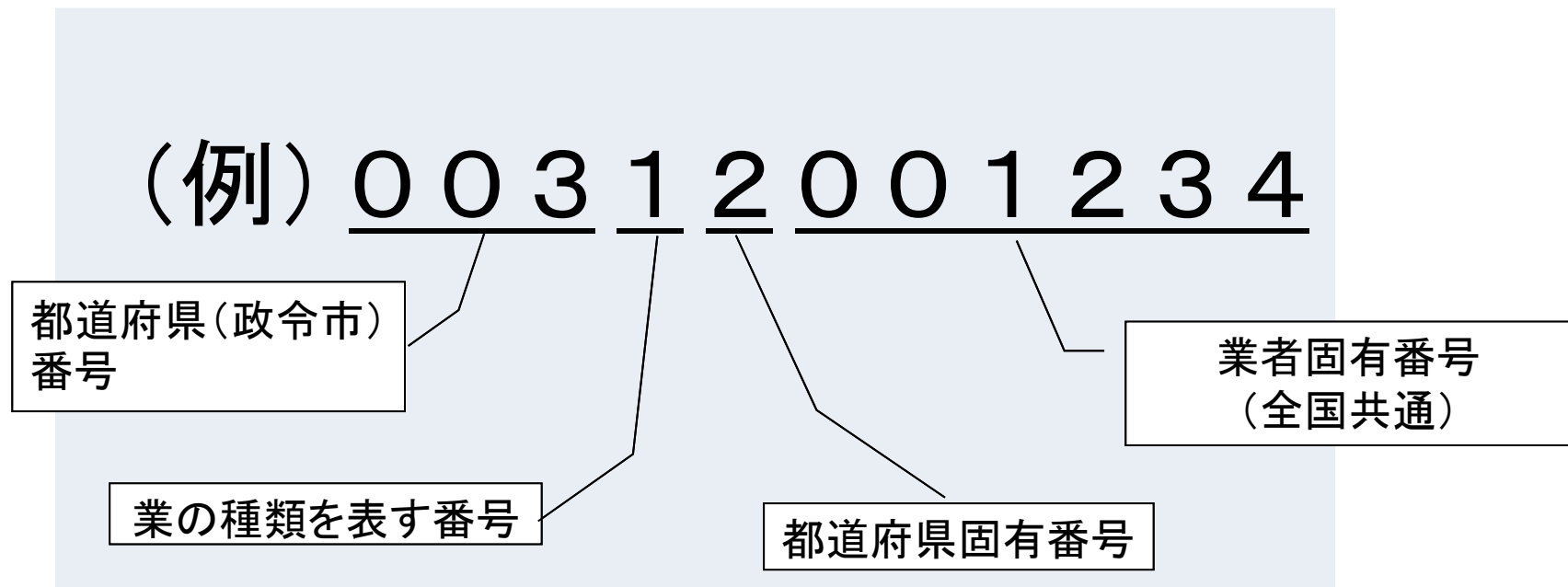
<表 3. 3. 3. 1 情報公表項目の全体像>

	公 表 事 項	更新頻度	適 用	
			収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名等については一年に一回以上）	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
④	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種類・数量等については一年に一回以上）	○	
	処理施設に関する事項	変更の都度		○
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程	一年に一回以上		○
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	一年に一回以上	○	
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	一年に一回以上		○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	一年に一回以上		○
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	一年に一回以上		○
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	○	○
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）	○	○
⑬	処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する事項	変更の都度		○
⑭	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

【4】 その他



許可番号について



『固有番号』＝業者ごとに付与される下6桁の番号

その他

許可取得後には忘れずに……

①運搬実績報告書

⇒毎年6月30日までに、前年度の運搬量等を報告するものです。

②変更届（代表者、役員、事務所、事業場、車両等）

ご清聴ありがとうございました。

